

改正

平成31年4月1日告示第50号

いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域住民による自主的な高齢者の介護予防及び認知症の予防のための活動を支援するため、高齢者通いの場を運営する者に対し、その運営に要する費用について、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において「高齢者通いの場」とは、高齢者の介護予防及び認知症の予防に資することを目的とした地域住民との交流その他の地域の実情に応じた多様な活動を行う場であって、地域の集会所、公共の施設、個人宅等において地域住民が主体となって運営するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、高齢者通いの場の運営に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 年12回以上開催し、かつ、1回につき1時間以上開催すること。
- (2) 主として介護予防に資する体操、運動等の活動を行うほか、地域の実情に応じて会食、交流会、レクリエーションその他の市長が適当と認める活動を行うこと。
- (3) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とした事業でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を実施する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に活動の拠点の有すること。
- (2) 会則又は規約に役員が定められていること。
- (3) 構成員全員が市内に在住する者であること。
- (4) おおむね10人以上で構成され、かつ、構成員の半数以上が65歳以上であること。
- (5) 高齢者通いの場の運営を継続的に実施し、又は実施する体制が整備されていること。
- (6) 他の制度による助成等を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書
- (3) 構成員名簿(構成員の年齢及び生年月日の記載があるものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たり補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、いすみ市高齢者通いの場支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、いすみ市高齢者通いの場支援事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかにいすみ市高齢者通いの場支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)

- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第13条 補助対象者は、第8条の規定による通知を受けたときは、概算払による補助金の交付を受けることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金概算払交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第50号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
(1) 補助事業の実施に必要な備品及び消耗品の購入費	補助対象経費の10分の10以内の額とし、30,000円（新たに補助事業を開始した日の属する年度にあつては、50,000円）を限度とする。
(2) 施設等の使用料	

様式第1号（第7条関係）

いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名 ⑩
電話番号

年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の内容
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書
 - (3) 構成員名簿（構成員の年齢及び生年月日の記載があるものに限る。）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 事業内容

(1) 補助事業の名称

高齢者通いの場支援事業

(2) 補助事業実施団体の概要

名称及び代表者名	
所在地	
事業実施地区（地域）	
構成員の数	人

(3) 補助事業の内容等

補助事業の目的	
補助事業の内容	
期待される効果	

(注) 補助事業の内容欄は、年間の開催予定日数、月々の開催予定日時、参加予定者数及び主に行う補助事業の内容等を記載してください。

(例) 年間48回 毎週月曜日 午後2時～午後3時 15人参加予定
 予防体操30分、ウォーキング20分等

2 補助事業に要する経費の配分等

(単位：円)

補助事業の 名称	補助事業に 要する経費 (総事業費)	補助対象経費内訳		
		市補助金	自己負担額	その他
高齢者通いの 場支援事業				
計				

(注) 事業経費の積算の根拠となる資料を添付してください。

指令第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 補助事業の内容及び経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様式第4号（第9条関係）

いすみ市高齢者通いの場支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された補助金に係る補助事業について変更（中止・廃止）したいので、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

指令第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市高齢者通いの場支援事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金に係る補助事業の変更（中止・廃止）については、承認したので、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

なお、補助事業の変更（中止・廃止）に伴い、当該補助金の交付額を下記のとおり決定します。

記

- | | | | |
|---|---------------------|---|---|
| 1 | 変更（中止・廃止）後の補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更（中止・廃止）前の補助金交付決定額 | 金 | 円 |

様式第6号（第10条関係）

いすみ市高齢者通いの場支援事業実績報告書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された補助金に係る補助事業については完了したので、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業の成果

3 補助事業の着手年月日 年 月 日
補助事業の完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

事業実績書

1 補助事業実績の内容等

事業実施団体	名 称	
	代 表 者	
	所 在 地	
補助事業の名称	高齢者通いの場支援事業	
事業の内容		
事業を実施したことによる効果及び今後の展開		

2 補助事業に要した経費の配分等

補助事業の名称	参加者総数 (年間)	補助事業に 要した経費 (総事業費)	補助対象経費内訳		
			市補助金	自己負担額	その他
高齢者通いの 場支援事業	人	円	円	円	円
計	人	円	円	円	円

(注1) 補助事業に要した経費（総事業費）と補助対象経費に差額が生じる場合は、その負担区分を欄外に明記してください。

(注2) 事業経費の積算の根拠となる資料を添付してください。

様式第8号（第11条関係）

達第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定した補助金については、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付要綱第11条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第9号（第12条関係）

いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付請求書

年 月 日

いすみ市長 様

請求者 住 所
団 体 名
代表者名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 達第 号をもって交付確定された補助金について、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

2 添付書類

- ・いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）の写し

様式第10号（第13条関係）

いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

いすみ市長 様

請求者 住 所
団 体 名
代表者名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された補助金について、いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付請求額 金 円

3 添付書類

- ・いすみ市高齢者通いの場支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）の写し